

赤穂市ヘルプカードの作成及び市民周知について

1. 経緯

「ヘルプマーク」は、難病や内部障がいなど、外見からは分からなくても支援や配慮を必要としている人が身につけることで、そのことを周囲に示すためのものである。2012年に東京都が導入し、その後いくつかの府県でも導入されているが、2020年に東京オリンピック・パラリンピックなど外国人旅行者の増加に対応し、「ヘルプマーク」を国内規格 J I S に加えられ、全国的に普及していくことが予想される。

「ヘルプカード」は、「ヘルプマーク」と一体で、緊急連絡先や障がいの特性、支援方法などが記載されているカードで、「支援や配慮が必要な人」と「手助けする人」を繋ぐ役割を果たす。

「ヘルプカード」は、障がいのある人等が日常生活や災害時に困ったとき、特に外見では障がいの特性が分かりづらい、自身でコミュニケーションがとり辛い人などの支援をする際は、有効な手段であると考えているため、本市においても平成 30 年 1 月からの運用を開始することとしたい。

2. 県内の導入状況（平成 29 年 6 月現在）

	自治体名	導入時期・経緯・周知・配布	対象者
①	神戸市垂水区 【自立支援協議会/障害福祉課】	・ H28～ ・ 自立支援協議会からの声 ・ 協議会で周知、窓口にパンフレット掲示、窓口で配布（2つ折り、中に個人情報記載）	必要な人は誰でも可能
②	明石市 【福祉総務課】	・ H29.4～ ・ タウンミーティング等での意見 ・ HP、市関係機関窓口、各団体の総会時に配布（カード、使い方ガイド、周知リーフレット）	支援を必要とする人なら誰でも可能
③	加古川市 【障害福祉課】	・ H29.5～ ・ 広報、HP、自治会単位での回覧で周知し、HPからダウンロードしてもらう。	必要な人は誰でも可能
④	高砂市 【障害福祉課】	・ H29.5～ ・ HP、窓口、市内事業所で周知、配布を検討	市内在住の必要な人（自己申告）
⑤	播磨町 【自立支援協議会/福祉G】	・ 4年程前 ・ HP、窓口で案内、避難訓練や窓口で配布（名札ケース、ストラップ付属で無償配布）	必要な人は誰でも可能

※近隣では、相生市が平成 30 年 1 月より導入予定

3. 想定する利用対象者

支援や配慮が必要な人ならどなたでも利用可能とし、具体的には次のような人を想定している。

- (1) 障がいのある人
- (2) 高齢者
- (3) 妊婦
- (4) ケガや病気で一定期間支援や配慮が必要な人
- (5) その他支援や配慮が必要な人

4. 意見聴取

(1) 障がい者相談員、関係機関等に意見聴取する。

- 赤穂市身体障害者相談員
- 赤穂市知的障害者相談員
- 兵庫県精神障害者相談員
- 相談支援事業所（さんぼみち、精華園）
- 赤穂仁泉病院
- その他関係機関

(2) 11月29日赤穂市障害者自立支援協議会において意見を求める。

5. 運用までの今後の流れ

時期	項目	内容	備考
11月29日(水)	赤穂市障害者自立支援協議会	協議会にて趣旨説明	
～11月30日(木)	意見聴取	障がい者相談員等に原案に対する意見を求める	
～12月4日(月)	意見聴取	自立支援協議会委員に原案に対する意見を求める	
～12月5日(火)	広報原稿〆切	マーク、カードを周知	
12月7日(木)	民生委員定例会	資料を説明	
未定	自立支援協議会部会	各部会で周知	
年内	障害福祉サービス事業所	メールにて周知	
1月4日(木)	広報1月号記事掲載	HPも同時にアップ	HP様式検討
	庁内報記事掲載	掲示版にもアップ	職員周知
	配布開始	社会福祉課窓口等	

6. 設置（配布）場所

- ・社会福祉課、エントランス、市民課前
- ・市民会館ほか公民館、福祉会館、保健センター（すこやかセンター）、地域包括支援センター
- ・各障害福祉サービス等事業所
- ・赤穂仁泉病院 等

※赤穂市ホームページにおいても、ダウンロードできるようにする。

7. 課題

ヘルプマーク、カードの意味が市民をはじめ支援者側に理解されないと、支援や配慮を必要とする人のニーズを満たせないため、ヘルプマークを広く市民に周知し、浸透させることが必要である。